

沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金交付要綱（消防庁）

平成24年11月30日消防消第233号

（通則）

第1条 消防庁長官が行う沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、沖縄北部地域（以下「北部地域」という。）における消防防災力の向上を図るために実施する事業に要する経費について補助することにより、北部地域における産業の振興や定住条件の整備に資する振興事業を北部地域の連携を促進しつつ実施し、北部地域の自立的発展を図ることを目的とする。

（交付の対象）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、北部地域の消防防災力の向上に資する事業として消防庁長官が決定したものとする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

3 補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

（補助事業の対象者）

第4条 この補助金の交付を受けることができる地方公共団体は、北部地域の市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

（補助率）

第5条 この補助金の補助率は、補助対象経費の10分の8以内とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする市町村（以下「補助事業者」という。）は、交付申請書を、沖縄県知事を経由して消防庁長官に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

3 交付申請書の様式及び当該交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

（1）交付申請書の様式は別記様式第1によるものとする。

(2) 交付申請書の提出部数は2部(消防庁用正本1部、沖縄県用副本1部)とする。

(3) 当該交付申請書に添付すべき書類は、別表第2のとおりとする。

ただし、別に定める場合にあつては、既に提出されたものとみなし、添付することを要しない。

4 沖縄県知事は、第1項の交付申請書を受領したときは内容を審査し、別記様式第2による補助金交付調書に必要事項を記載のうえ、当該調書の写しを1部添付して消防庁長官に提出しなければならない。

(補助金交付調書)

第7条 沖縄県知事は、前条第4項の補助金交付調書を補助金の額の確定等の記録のために保管しなければならない。

(交付の決定等)

第8条 消防庁長官は、第6条の規定により交付申請書の提出があつた場合には、法令及び予算の定めるところに従い、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに補助事業者に対して交付決定の通知をする。

2 消防庁長官は、前項による交付の決定を行うに当たっては、第6条第2項により補助金に係る消費税仕入控除税額等について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、消費税仕入控除税額等を減額するものとする。

3 消防庁長官は、第6条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額等について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 総務大臣は沖縄県の支出負担行為担当官に対し、支出負担行為計画の示達を行うものとする。

(交付の条件)

第9条 適正化法第7条及び交付規則第4条の規定に基づく補助条件は次のとおりとする。

(1) 事務費を含む補助事業にあつては、補助事業の経費を事務費へ流用する場合には、別記様式第3により申請し、補助事業の経費の配分の変更について、消防庁長官の承認を受けることを要するものであること。

(2) 補助事業について、次に掲げる変更を行う場合には、別記様式第4により申請し、消防庁長官の承認を受けることを要するものであること。

ア 補助金額を変更する場合

イ 補助対象施設の配置又は設置場所を変更する場合

ウ 補助対象施設の設計又は構造を変更する場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽微な変更を行う場合には、同項の規定に基づく承認を受けることを要しないものとする。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額のいずれか低い額の20%以内で流用増減を行う場合

(2) 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合、又は補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者の自由な創意により計画変更を認め

ることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

- 3 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第5により申請し、消防庁長官の承認を受けることを要するものとする。
- 4 補助事業が交付申請書に記載した補助事業完了の予定日より遅延する場合において、当該年度内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは消防庁長官に、その他のときは沖縄県知事に、別記様式第6により速やかに報告してその指示を求めるものとする。
- 5 この補助金により取得した補助対象施設は、補助事業完了後においても補助金の目的に従い、善良なる管理者の注意をもって効率的に運営管理しなければならない。
- 6 沖縄県知事は、補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生ずると認められた場合において適正化法第7条第2項の規定に基づき、補助金の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきことを命ずることができる。
- 7 沖縄県知事は、第1項又は第3項の規定に基づき、変更等があったとき及び前項に照らし必要があると認めるときは、第7条の補助金交付調書の沖縄県知事保管分に必要事項を記録しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 適正化法第9条第1項の規定に基づく申請の取下げをすることができる期限は、交付決定の日から起算して30日以内とする。

- 2 前項の取下げは、沖縄県知事に申し出ることによって行うものとする。
- 3 前項の申出があったときは、沖縄県知事は速やかに消防庁長官に報告しなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、適正化法第3条の趣旨に従い、補助金の公正かつ効率的使用と補助事業の誠実な執行に努めるとともに、同法第12条及び交付規則第6条の規定に基づき、補助事業の遂行の状況に関し、沖縄県知事に必要に応じ報告しなければならない。

(補助事業の遂行等の命令)

第12条 沖縄県知事は、適正化法第13条第1項の規定に基づき、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、その者に対し、これらに従って遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 沖縄県知事は、適正化法第13条第2項の規定に基づき、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。
- 3 沖縄県知事は、前2項の命令に当たっては、適正化法第24条の規定に留意しなければならない。
- 4 沖縄県知事は、第1項及び第2項の命令に当たっては、必要に応じ消防庁長官に報告を行い、指示を求めることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業を完了し、又は廃止した場合には、適正化法第14条の

規定に基づき実績報告書を別記様式第7により沖縄県知事に正本1部を提出しなければならない。

2 前項の報告書には、別表第2に掲げる書類を添付すること。

ただし、既提出書類とその内容が全く同一の書類については、添付することを要しない。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額等を減額して報告しなければならない。

(実績報告書の提出期限)

第14条 実績報告書の提出期限については、適正化法第14条前段の場合にあっては、補助事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1月以内又はその翌年度の4月5日までのいずれか早い日とし、適正化法第14条後段の場合にあっては、翌年度の4月30日とする。

(是正のための措置)

第15条 沖縄県知事は、適正化法第16条の規定に基づき、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に命ずることができる。

(補助金の額の確定)

第16条 沖縄県知事は、実績報告書による審査等のうえ、速やかに補助金の額の確定を行い補助事業者に別記様式第8により通知しなければならない。

2 補助金の確定額は、補助事業ごとの経費の配分に対応する実支出額に第5条に定める補助率を乗じて得た額又は当該配分された経費に対応する補助金の額のうちいずれか少ない額の合計額とする。

3 沖縄県知事は第1項の補助金を確定し補助事業者に確定通知を行うときは、第7条に定める補助金交付調書の沖縄県知事保管分に記録し、別記様式第9により、消防庁長官に速やかに報告するものとし、沖縄県の支出官は総務大臣から精算のための支払計画の示達を受けるものとする。

4 補助金の額の確定の通知は、実績報告書の受理後20日以内に行うものとする。

5 沖縄県知事は確定を行った後、別記様式第10の実績報告検収調書に記入し、補助金交付調書と共に保管しなければならない。

6 沖縄県知事は、沖縄県における最終の補助金の額を確定し報告する際には、実績報告検収調書の写しを消防庁長官に送付するものとする。

(消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、別記様式第11の消費税及び地方消費税額確定報告書を速やかに消防庁長官に提出しなければならない。

2 消防庁長官は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額等の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の返還の期限)

第18条 補助金の返還の期限については、適正化法第18条第1項の場合にあっては、補

助金の交付の決定の取消の通知の日から 20 日以内とし、適正化法第 18 条第 2 項の場合にあつては、補助金の額の確定の通知の日から 20 日以内とする。

ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、当該団体の議会の議決を必要とする場合で、かつ本条の期限により難い場合には、補助金の額の確定の通知の日から 90 日以内で消防庁長官が別に定める日以内とすることができる。

(財産の処分の制限)

第 19 条 適正化法施行令第 13 条の規定に基づき処分の制限を受ける財産は、補助対象施設のうち、単価 50 万円以上のものとする。

2 補助事業により取得した財産の管理者は、補助事業により取得した補助対象施設を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供しようとする場合又は交付規則第 8 条に規定する期間内に廃棄しようとする場合には、適正化法第 22 条の規定に基づき、沖縄県知事を経由して消防庁長官の承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けて当該施設を処分したことにより収入があつた場合には、その収入の一部を国に納付させることができるものとする。

(補助事業及び補助事業により取得した財産の承継等)

第 20 条 当該年度の補助事業のほか、前年度の補助事業の事業者(当該年度又は前年度の補助事業により取得した財産の管理者を含む。)の変更については、沖縄県知事を経由して消防庁長官に届出なければならない。

2 当該年度若しくは前年度の補助事業により取得した財産の配置又は設置場所の変更については、消防庁長官の承認を受けなければならない。

3 前々年度以前の補助事業により取得した財産の配置又は設置場所の変更及び前条に定める以外の財産の処分については、当該財産を取得してから 5 年の間は理由を付して沖縄県知事に届出なければならない。

4 沖縄県知事は前条及び前 3 項の処分等があつた場合には第 7 条の補助金交付調書の沖縄県知事保管分に記録しなければならない。

(補助事業の検査等)

第 21 条 補助事業は、補助事業者の定める財務規則等に基づく検収又は竣工検査に合格のうえ完了するものとし、補助事業者は財産台帳に記録するとともに、仕様書又は構造図等関係書類を必要に応じ保管しなければならない。

2 総務大臣又は沖縄県知事は、適正化法第 23 条の規定に基づき補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは職員をして検査等をさせることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証票(別記様式第 12)を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第 22 条 基本設計の変更を要するようなものを補助対象施設に付加することはできない。

第 23 条 補助対象施設に関して必要な事項は、別に定める。

附 則(平成 24 年 11 月 30 日消防消第 233 号)

この要綱は、平成 24 年度分の補助金から適用する。

別表第1 補助対象経費

経費区分	内容
1 工事費	ア 工事費又は工事請負費 イ 委託費 ウ 用地費及び補償費 エ 附帯工事費
2 備品購入費	事業の実施に必要な備品の取得及び設置に要する経費
3 事務費	事業の実施に伴い必要な事務に要する経費

別表第2

添付書類一覧表

交付申請書に添付する書類	仕様書等の補助事業の内容及び経費の内訳がわかるもの
実績報告書に添付する書類	契約書の写又は請書の写 注1
	納品書の写又は竣工届の写 注2
	検収調書の写又は竣工検査書の写 注3
	補助対象施設の写真
	その他消防庁長官が必要と認めるもの

注1 契約書の写又は請書の写は、直接工事で行う場合は、支出証拠書類（領収書）の写とする。

注2 納品書の写は、仕様書等の写を添付すること。

注3 検収調書の写又は竣工検査書の写は、補助事業者の財務規則等に基づくものとする。

消防庁長官

補助事業者の名称

その長の職、氏名



平成 年度沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金の交付申請書

平成 年度沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請する。

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容、総事業費及び補助金額

(単位：千円)

補助事業名	配置又は設置場所	数 量	総事業費	補助対象事業費	補助金額
計					

- 3 契約の方法、契約の予定日及び補助事業完了の予定日

補助事業名	契約の方法	契約予定日	補助事業完了の予定日	備 考
		交付決定の日から 日以内	契約の日から 日以内	

- 4 添付書類

記載上の注意

- ア 総事業費欄には、単独事業部分を含めた経費を、補助対象事業費欄には補助対象経費をそれぞれ記載し、千円未満の端数は切り捨てること。
- イ 契約の方法欄には、競争入札又は随意契約の別を記載すること。
- ウ 請負方式によらず直轄方式によるものについては、「契約予定日」とあるのは「着工予定日」と、補助事業完了の予定日欄中「契約の日」とあるのは「着工の日」と読み替えるものとする。
- エ 補助事業の完了の予定日欄に記載する補助事業の完了の日は、必要な検査証等の交付された日又は検収の日のうち、いずれか遅い日とする。

補助金交付調書（ 年度）

（単位：千円）

地方公共 団体名	補助事業名	配置（設 置）場所	数 量	補助金額	交付決 定番号	交 付 決 定 年月日	変更内容 廃止理由	変更等承 認年月日	補助事業 に係る 実支出額	確定額	確定 番号	確 定 年月日	処分 制限 期間

（注）1 配置（設置）場所については、交付申請書の配置又は設置場所の記載例により記載すること。

2 本調書は1部を消防庁長官に交付申請書を提出する際に提出し、1部を沖縄県知事が保管し、変更承認等必要事項の記録、補助金の額の確定の記録、財産処分等の記録に使用するものである。

番 号
年 月 日

消防庁長官

補助事業者の名称

その長の職、氏名



平成 年度沖縄北部連携促進特別振興事業費補助事業に係る
経費の流用承認申請書

平成 年 月 日付け消防指第 号により交付決定された平成 年度沖縄北部連携促進特別振興事業費補助事業の経費を事務費へ流用したいので、沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金交付要綱（消防庁）第9条の規定に基づき、次のとおり申請する。

1 事務費へ流用する理由

2 事務費へ流用しようとする補助事業の内容

(単位：千円)

補助事業名	配置又は設置場所	数量	総事業費	補助対象事業費	補助金額

3 事務費へ流用する金額

4 添付書類（交付申請書に添付した書類のうち流用に係る書類を添付すること。）

別記様式第4

番 号
年 月 日

消防庁長官

補助事業者の名称

その長の職、氏名



平成 年度沖縄北部連携促進特別振興事業費補助事業に係る
事業内容の変更承認申請書

1 補助事業の内容を変更しようとする理由

2 変更しようとする補助事業の内容

(単位：千円)

補助事業名	配置又は 設置場所	数量	総事業費	補助対象 事業費	補助金額
全 体 計		変更後			
		変更前			

備考 変更前の部分を下段に表示し、変更後の部分を上段に表示することとし、二段書とすること。なお、全体計欄には、変更前に係る全体の数値を下段に表示し、変更後に係る全体の数値を上段に表示すること。

3 変更しようとする契約の方法、契約予定日及び補助事業完了の予定日

補助事業名	契約の方法	契約予定日	補助事業完了の 予 定 日	備考
		承認の日から 日以内	契約の日から 日以内	
		交付決定の日から 日以内	契約の日から 日以内	

4 添付書類（交付申請書に添付した書類のうち変更事項に係る書類を添付すること。）

記載上の注意

変更しようとする補助事業についてのみ記載するものとするが、全体計欄には、交付申請書に記載した補助金額の総額を記載すること。

番 号
年 月 日

消防庁長官

補助事業者の名称

その長の職、氏名



平成 年度沖縄北部連携促進特別振興事業費補助事業の $\left(\begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right)$ の承認申請書

平成 年 月 日付け消防指第 号により交付決定された平成 年度
 沖縄北部連携促進特別振興事業費補助事業に係る事業を $\left(\begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right)$ したいので、
 沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金交付要綱（消防庁）第9条の規定に基づき、
 次のとおり申請する。

1 補助事業を $\left(\begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right)$ しようとする理由

2 $\left(\begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right)$ しようとする補助事業の内容

(単位：千円)

補助事業名	配置又は 設置場所	数量	総事業費	補助対象 事業費	補助金額

番 号
年 月 日

〔 消 防 庁 長 官 〕
〔 沖 縄 県 知 事 〕

補助事業者の名称

その長の職、氏名



平成 年度沖縄北部連携促進特別振興事業費補助事業の遅延報告について

平成 年 月 日付け消防指第 号により交付決定された平成 年度沖縄北部連携促進特別振興事業費補助事業について

〔 事業が予定の期間内に完了し難くなった
事業が年度内に完了し難くなった
事業の遂行が困難となった 〕ので、沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金交付要綱（消防庁）第 9 条の規定に基づき報告する。

1 〔 予定の期間まで 〕に完了しない理由（補助事業の遂行が困難となった場合を含む。）
〔 年度内 〕

2 補助事業の施行の経過

3 契約（予定）日及び補助事業の完了予定日

補助事業名	契約（予定）日	補助事業の完了予定日	摘要

備考 変更後に係るものを上段に、当初申請に係るものを下段に表示することとし、二段書とすること。

番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

補助事業者の名称

その長の職、氏名



平成 年度沖縄北部連携促進特別振興事業費補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で申請し、平成 年 月 日付け消防指第 号により交付決定された平成 年度沖縄北部連携促進特別振興事業費補助事業につき、

〔完了〕
〔廃止〕
〔会計年度が終了〕

したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

(昭和30年法律第179号) 第14条の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 補助事業の内容

補助事業名	配置又は設置場所	数量	変更の有無	摘要

2 補助事業ごとに確定を受けようとする補助金の額

(単位：千円)

補助事業名	総事業費	補助対象事業費	補助金額
計			

3 契約の方法、契約日及び補助事業完了日

補助事業名	契約の方法	契約日	完了日

4 補助事業が年度内に完了しない場合における翌年度以降の補助事業の遂行に関する計画

5 添付書類

記載上の注意

ア 記載方法は、交付申請書の記載例によること。

イ 完了に係るものを上段に、申請に係るものを下段に表示することとし、二段書とすること。

ウ 補助事業の内容の表中「変更の有無」の欄には、第9条第2項に規定する軽微な変更の有無を記載し、変更がある場合には当該変更の内容を記載した書類を添付すること。

番 号
年 月 日

殿

沖縄県知事



平成 年度沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号により報告された平成 年度沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金の額は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、金 千円に確定したので通知する。

番 号
年 月 日

消防庁長官

沖縄県知事



平成 年度沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金の確定について（報告）

標記補助金について、今回次のとおり補助金の額を確定したので、沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金交付要綱（消防庁）第16条第3項の規定に基づき報告する。

1 確定状況（第 回）

（単位：千円）

交付決定額 ①	前回までの 確定額 ②	今回確定額 ③	確定総額 ② + ③	確定減額	残額 ① - ② - ③

2 今回確定内訳

（単位：千円）

団体名	補助事業名	配置 (設置) 場所	交付決定額	確定額	確定減額
合 計					

（注）記載に当たっては、一件ごとに記載すること。

3 別添 実績報告検収調書（最終回のみ）

実績報告検収調書 (年度)

地方 公共 団体名	補助 事業名	配置 (設置) 場所	契約 年月日	補助 事業 終了 年月日	添 付 書 類			
					契約書の写又 は請書の写	納品書の写又 は竣工届の写 及びその納品 日等	検収調書の写 又は竣工検査 書の写及びそ の検収日等	写 真

(注) 1 契約年月日欄は、補助事業ごとに記載するものとするが、一括して契約した場合は 1 本にまとめて記載して差し支えない。

2 添付書類の欄は、補助事業に関する契約書の写等が添付されているかを点検するものであること。

番 号
年 月 日

消防庁長官

補助事業者の名称

その長の職、氏名



平成 年度沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金消費税及び地方消費税確定報告書

平成 年 月 日付け消防指第 号により交付決定された平成 年度沖縄北部連携促進特別振興事業費補助事業について、沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金交付要綱（消防庁）第 17 条第 1 項の規定に基づき報告する。

- | | |
|--------------------------------------|---|
| 1 補助金額（第 16 条による額の確定額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額等 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額等 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

別記様式第 12

表		面	
←	6.5 cm		→
↑	第 年 月 日 発行	官 職 氏 名	年 月 日 生
9 cm	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第23条第2項の規定による検査員の証		
	年 月 日 まで有効		
↓	総務大臣		(沖縄県知事) 印

備考 用紙は厚質白紙とする。

裏		面	
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号) 抜すい			
<p>第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の職員はその身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>			
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第26条 (略)</p> <p>2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる</p> </div>			

() 内は沖縄県知事が発行する場合